

平成23年2月16日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成22年(ワ)第1559号の5 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成23年1月28日

判 決

原 告 [REDACTED]

訴訟代理人弁護士	荒	井	哲	朗
同	白	井	晶	子
同	太	田	賢	志
訴訟復代理人弁護士	佐	藤	顕	子
同	五	反	章	裕

東京都中央区京橋二丁目11番3号服部ビル703号

被 告 株式会社DNAリリューション
代表者代表取締役 井 藤 [REDACTED]

埼玉県 [REDACTED]

被 告 井 藤 [REDACTED]

住居所不明

就業場所

東京都中央区京橋二丁目11番3号服部ビル703号 株式会社DNAリリューション内

被 告 山 口 [REDACTED]

上記3名訴訟代理人弁護士

楠 忠 義

住居所不明

最後の就業場所

東京都中央区京橋二丁目11番3号服部ビル703号 株式会社DNAリリューション内

被 告 秋 山 [REDACTED]

主 文

1 被告らは、原告に対し、連帶して33万円及びこれに対する平成22年12月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告らの負担とする。

3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告株式会社DNAソリューション（以下「被告会社」という。）が組織的詐欺商法として原告に対し被告会社の株式の購入を勧誘し、これを販売したなどと主張して、被告会社に対しては民法709条若しくは715条1項又は会社法350条に基づき、被告井藤■（以下「被告井藤」という。）、被告山口■（以下「被告山口」という。）及び被告秋山■（以下「被告秋山」という。）に対しては民法719条、709条又は会社法430条、429条1項に基づき、損害金33万円及びこれに対する不法行為の後の日であり、請求の後の日である平成22年12月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実

- (1) 原告は、平成21年5月当時満72歳の女性である（甲3）。
- (2) 被告会社は、静脈パターン、遺伝子を用いた本人認証技術及び真贋判定技術の企画・開発及び販売等を目的とする株券を発行する非上場の取締役会設置会社であり、被告会社の定款には、株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めがある（弁論の全趣旨）。
- (3) 被告井藤は、平成21年5月当時、被告会社の取締役兼代表取締役の権利

義務者の地位にあり、被告山口及び被告秋山は、同月当时、被告会社の取締役権利義務者の地位にあった者である（弁論の全趣旨）。

(4) 原告は、被告井藤が保有する被告会社の株式1株（以下「本件株式」という。）を代金30万円で購入し、平成21年6月29日、株式会社ゆうちょ銀行の被告会社名義の通常貯金口座（記号番号10110-92181461、以下「本件口座」という。）に代金30万円を送金して支払い、被告井藤から本件株式に係る株券（以下「本件株券」という。）の交付を受けた（甲1～3、調査嘱託の結果、弁論の全趣旨）。

2 争点及び争点についての当事者の主張

本件の争点は、①原告に対する本件株式の販売につき被告らが不法行為責任又は取締役の第三者責任を負うか、②原告の損害の額であり、これについての当事者の主張は次のとおりである。

(1) 争点①（被告らの責任）について

（原告の主張）

ア 被告会社は、組織的に被告会社が発行する未公開株の購入の勧誘及び販売を行い、被告会社の代表取締役である被告井藤並びに取締役である被告山口及び被告秋山は、株式販売に藉口して業として金銭を騙取するために被告会社を組織・運営し、これによって原告に対し本件株式を購入させ、後記損害を与えた。

イ 被告らは、未公開株商法に利用される被告会社名義の本件口座を開設し、本件口座の通帳・カード及び銀行印（以下「本件通帳等」という。）を未公開株販売業者に譲渡するなどして同販売業者と共に謀し、そうではないとしても、本件口座が未公開株商法に利用されることを認識した上で本件通帳等を同販売業者に譲渡してこれを帮助し、これによって原告に対し本件株式を購入させ、後記損害を与えた。

ウ 被告井藤は、被告会社の代表取締役として、被告会社の営業が適法なもの

のとなるように業務を執行すべきであったのに、これを怠り、違法な未公開株商法を行い、被告山口及び被告秋山は、被告会社の取締役として代表取締役である被告井藤の業務執行を監督し、是正すべき義務があったのにこれを怠り、これによって原告に対し本件株式を購入させ、後記損害を与えた。

(被告会社、被告井藤及び被告山口の主張)

ア 原告が主張する事実のうち、被告井藤が代表取締役であったこと、被告山口が取締役であったことは認める。その余の事実は否認し、主張は争う。

イ 被告会社及び被告井藤は、被告会社の事業資金を調達するため、株式会社スキンクリエイト（以下「甲販売業者」という。）及びベンチャーベンク株式会社（以下「乙販売業者」という。）に1株3万円で被告会社の株式を売却しただけである。被告会社は、甲販売業者及び乙販売業者の行った被告会社の株式の個人投資家への販売には関与しておらず、被告会社の株式の譲渡を承認させられ、1株3万円の割合による代金を受領しただけであり、本件口座及び本件通帳等は甲販売業者又は乙販売業者（以下「本件販売業者」という。）が管理、保管していたため、被告会社及び被告井藤は、本件口座を全く利用できなかった。

(2) 争点②（原告の損害）について

(原告の主張)

原告は、被告らの行為によって本件株式の購入代金30万円相当の損害及び弁護士費用に相当する3万円の損害を受けた。

(被告会社、被告井藤及び被告山口の主張)

否認する。

第3 当裁判所の判断

1 事実関係について

前提事実(4)に加え、証拠（甲1～3、乙1～7、調査嘱託の結果）及び弁論

の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- (1) 被告井藤は、甲販売業者との間で、平成20年1月12日、被告会社の株式600株を1株3万円、総額1800万円で売り渡す旨の契約を締結し、平成21年7月27日までに甲販売業者から代金1800万円の支払を受けた。また、被告井藤は、乙販売業者に対しても被告会社の株式を売却した。
- (2) 被告井藤は、平成21年1月5日、被告会社に上場準備室を設ける旨の規定及び被告会社の株式の販売方法などに係る規定を含む重要規程集ファイル（乙2）を作成し、同月23日、株式会社DNAソリューションホールディングス（以下「ホールディングス社」という。）の代表取締役として、関東財務局長に対し、適格機関投資家等特例業務に関する届出書（乙3）を提出し、被告会社を代表して同年2月2日、関東財務局長に対し、同日の取締役会決議に基づき発行する被告会社の株式300株を1株30万円で売り出す旨の届出（乙1）をした。また、ホールディングス社は、将来性のある株式未上場企業等に投資し、株式の取得及び運用を行い、投資先からの配当及び当該投資資産の売却などによって利益を得ることを目的として設立されたネクストセキュリティー投資事業組合の業務執行組合員として、同月3日に特定機関投資家向けファンドの目論見書（乙5）を作成し、同年3月1日に特定機関投資家向けの投資事業組合契約書（乙4）を作成した。
- (3) 被告井藤は、平成21年1月19日、京橋通郵便局において、被告井藤のパスポートを提示し、被告会社の履歴事項全部証明書を提出して本件口座を開設し、本件口座に係る通帳、被告会社の本店所在地に郵送されたキャッシュカード及び届出印（本件通帳等）を本件販売業者に渡した。
- (4) 本件口座には、平成21年2月6日から同年7月17日にかけて、多数の者から30万円又はその整数倍の1株当たり30万円で被告会社の株式を販売した代金であることが容易に判明する金員が送金された。また、被告会社は、取締役会により、被告会社の株式を購入した者への譲渡を承認し、譲渡

に係る株券を購入者に交付していた。

(5) 原告は、平成21年5月ころ、被告会社の株主募集の案内の送付を受け、同年6月にG・Sホールディングス（以下「G・S社」という。）の藤田と名乗る男（以下「藤田」という。）から、「DNAソリューションの株を買いたいが、自分はこういう仕事をしているので株を買うことができない。自分の代わりに買って欲しい。」、「自分の代わりに買ってもらえば、すぐに金額を上乗せして買い取ります。」、「お金は会社が支払うから買って欲しい。とにかく先に予約を入れて欲しい。お金は持つて行くから大丈夫。」との電話による勧誘を受け、その旨誤信し、被告会社の株式5株を購入する旨のファックスを送信した。その後、原告は、被告会社を名乗る者から「すぐ入金して欲しい。」との催促を受けたことから、藤田にその旨を電話で連絡すると、藤田から「今、遠方にいるため入金できない。先に入金しておいて欲しい。」と言われて電話が切れたため、同月29日、本件口座に30万円を送金した。しかし、それ以降、原告は、藤田とは連絡がとれなくなった。

(6) 被告会社は、平成21年5月25日に発行した本件株券の裏面の年月日欄に同年6月29日、取得者欄に原告の氏名を記載して押印し、本件株券を原告に送付した。

2 争点①についての判断

(1) 上記1(1), (3)ないし(5)で認定した事実によれば、藤田は、本件販売業者に属する者であると認めるのが相当であり、本件販売業者は、藤田と名乗る者をして、原告に対し、原告が購入する被告会社の株式を買い取る意思もないのに購入代金に上乗せした金額をG・S社が支払うと申し向け、G・S社から購入代金に上乗せした金員の支払を受けられると誤信した原告に被告会社の株式の購入の申込みをさせ、さらに、被告会社を名乗る者をして入金の催促をさせるとともに、藤田においてG・S社からの原告に対する支払に先立ち、被告会社に株式購入代金を支払うように申し向け、原告に本件株式の購

入代金30万円を支払わなければならぬものと思わせ、本件口座に30万円を送金させたということができるから、本件販売業者による上記一連の行為（以下「本件加害行為」という。）は不法行為を構成すると認めるのが相当である。

(2) 被告らの責任原因について

ア 被告会社及び被告井藤の責任原因

上記1で認定した事実によれば、被告井藤は、本件販売業者に被告会社の株式を1株当たり3万円で売り渡し、被告会社に上場準備室を設ける旨の規定及び被告会社の株式の販売方法などに係る規定を含む重要規程集ファイル等を作成し、平成21年2月2日には、被告会社を代表して関東財務局長に対し、同日の取締役会決議に基づき発行する被告会社の株式300株を1株30万円で売り出す旨の届出をし、ホールディングス社の代表取締役としても、関東財務局長に対する適格機関投資家等特例業務に関する届出書の提出をするなどし、被告会社の株式を購入した者からの代金送金先口座として利用される本件口座を開設して本件通帳等を本件販売業者に渡し、被告会社は、取締役会において本件販売業者が行った一般投資家への被告会社の株式の譲渡について承認し、譲渡に係る株券を一般投資家に交付してきたというのであるから、被告会社は、会社ぐるみで組織的に被告会社の株式の購入の勧誘及び販売をしていたことができ、本件加害行為もその一環として本件販売業者によって行われたと推認することができる。そうだとすれば、被告井藤は、被告会社を運営することによって本件販売業者をして本件加害行為を行わせるに至らせたということができるから、民法719条に基づき、被告会社は、民法715条1項又は会社法350条に基づき、連帶して原告が被った後記損害を賠償する義務を負う。

イ 被告山口及び被告秋山の責任原因

上記アで説示したとおり、被告会社は会社ぐるみで組織的に被告会社の株式の購入の勧誘及び販売をし、本件加害行為もその一環として本件販売業者によって行われたと推認できることに加え、上記1で認定した事実によれば、被告会社は、取締役会において、本件加害行為によって原告が被告井藤から買い受けた本件株式の譲渡を承認する決議をしたということができるだけでなく、それまでにも、本件販売業者により行われてきた被告会社の株式の譲渡についても承認してきたということができるのであるから、被告山口及び被告秋山は、被告会社の取締役として、代表取締役である被告井藤の業務執行を監督し、是正すべき義務があったのにこれを怠り、何らの是正措置を講じなかつたということができる。そうだとすれば、被告山口及び被告秋山は、重大な過失により任務を懈怠したものとして、会社法430条、429条1項に基づき、連帶して原告が被った後記損害を賠償する義務を負う。

3 争点②についての判断

上記1で認定した事実に加え、弁論の全趣旨によれば、被告会社は、原告以外にも被告会社の株式を購入した者らからの株式代金額の返還請求等を受けていることが認められることに加え、被告会社は、被告会社の業績について何ら明らかにすることなく、その株式の価値についても何ら主張、立証していないことからすれば、原告が購入した本件株式の代金30万円の全額が被告らの行為と相当因果関係のある損害と認めるのが相当である。

また、本件事案及び本件訴訟の経過を総合すれば、原告が本件訴訟の提起及び遂行に要した弁護士費用として上記代金額の1割に相当する3万円が原告の被った弁護士費用相当の損害と認めるのが相当である。

第4 結論

よって、原告の請求は、いずれも理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第8部

裁 判 官 小 濱 浩 庸

これは正本である。

平成23年 2月16日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 布 目 貴 土

